



2021年5月20日

各 位

会 社 名 第一稀元素化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 井上 剛
(コード番号：4082 東証一部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部長 寺田 忠史
TEL. (06) 6206-3311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月22日開催予定の定時株主総会に付議する定款一部変更の件につきまして下記のとおり決定をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 目的事項の変更

事業内容をより明確にするため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会開催場所確保のため規定を削除

株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第12条を削除するものであります。

(3) 株主総会の招集権者および議長の規定の変更

職務分担の明確化のため、現行定款第13条（株主総会の招集権者および議長）の所要の変更を行うものであります。

(4) 執行役員制度導入に伴う変更

当社は2020年6月24日に、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入いたしました。今般、定款上も当該制度を明確にいたします。現行定款第19条の取締役の員数を12名以内から8名以内に変更するとともに、第22条の専務取締役及び常務取締役の役付け取締役を廃止いたします。また、第23条の取締役社長を代表取締役社長執行役員に変更し、以降の条文についても同様に変更いたします。さらに、変更案第30条において執行役員に関する規定を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前号に関連する技術情報資料および製造技術の販売ならびに製造設備の販売据付 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(開催場所)</p> <p>第12条 当社は、大阪府で株主総会を開催する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前号に関連する技術情報および製造技術の販売ならびに製造設備の販売据付 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>※ 以下、条数が一つずつ繰り上がります。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づいて、代表取締役社長執行役員が招集し議長となる。代表取締役社長執行役員</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2. (削除)</p> <p style="text-align: right;">(以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 (削除)</p> <p>※ 以下、項数が一つずつ繰り上がります。</p> <p>2. <u>取締役会は、取締役会長1名を選定することができる。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(省略) (新設)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長執行役員が招集し議長となる。代表取締役社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員の中から社長執行役員を1名選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>※ 以下、条数が一つずつ繰り下がります。 (以下省略)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2021年6月22日（火）

定款変更の効力発生予定日：2021年6月22日（火）

以上